

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成29年5月29日九州管区行政評価局

敷地内全面禁煙を実施する九州管内の公的病院が増加

- 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答 -

つのた ゆういち

九州管区行政評価局(局長:角田 祐一)は、「公的病院においては受動喫煙防止対策を徹底してほしい。」との行政相談を受け、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森久広 西南学院大学副学長)に諮り、その意見を踏まえ、平成29年3月23日、九州管内の公的病院の受動喫煙防止対策の推進について、独立行政法人国立病院機構九州グループ等に対して、あっせんを行いました。

当局のあっせんに対し、同グループ等から、敷地内全面禁煙を実施するなどとする回答を得ましたので、 公表します。

あっせんの要旨

2~3ページ参照

- 1 非喫煙者が立ち入るエリアとの間に十分な距離が確保されていない喫煙所やたばこの煙の拡散を防止する構造を備えていない喫煙所については、受動喫煙が生じないよう、喫煙所の位置、構造等の見直しを図るなど**受動喫煙防止対策を徹底**すること。
- 2 **敷地内全面禁煙**の実施について、**検討**を進めること。

回答の要旨

4~5ページ参照

喫煙所を設置している17公的病院のうち、10病院 で改善が図られる見通し。残る7病院は対策を引き 続き検討するとしている。

(対応状況)

敷地内全面禁煙に移行

4病院

敷地内全面禁煙に移行予定

3病院

現在の喫煙所を移設等

3病院

対応を引き続き検討

7病院

※ 本資料については、九州管区行政評価局のホームページに掲載されます。

http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/soudan_04.html

〔照会先〕

首席行政相談官 山田 明彦 電 話:092-431-7136

行政相談の要旨

先日、国立病院を受診した際、外来患者用駐車場に設置されている喫煙所で喫煙している者がいた。同病院は、建物内全面禁煙とされているが、屋外といえども、受動喫煙の可能性があり、敷地内全面禁煙としている病院もあるので、公的病院においては受動喫煙防止対策を徹底してほしい。



(注) この相談は、九州管区行政評価局が受け付けたもの。

当局の調査結果の概要(平成29年2月1日現在)

○ 九州管内の公的病院における敷地内全面禁煙の実施状況

九州管内の国立大学附属病院、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び独立行政法人 労働者健康安全機構に属する病院(以下「公的病院」という。)は、合計52病院であるが、これらの病院における敷地内全面 禁煙の実施状況は、下表のとおりであり、**九州管内の公的病院**の敷地内全面禁煙の実施率は61.5%と**全国平均**の82.5%**を下** 回っている。

表 九州管内の公的病院における敷地内全面禁煙の実施状況

区分		人工林师中长恋					
	病院数	全面禁煙 (A)	全面禁煙 移行予定(B)	/Jヽ言十 (A + B)	指定場所で 喫煙可	全面禁煙 実施率	全面禁煙実施率 の全国平均
国立大学附属病院	9	8	0	8	1	88.9%	97.8% (45/46)
国立病院機構	26	12	3	15	11	46.2%	72.0%(103/143)
地域医療機能推進機構	12	9	0	9	3	75.0%	91.2% (52/57)
労働者健康安全機構	5	3	0	3	2	60.0%	91.2% (31/34)
合 計	52	32	3	35	17	61.5%	82.5%(231/280)
構成比	100%	61.5%	5.8%	67.3%	32.7%	-	-

(注) 当局の調査結果による。平成29年2月1日現在。

行政苦情救済推進会議の意見

- 1 病院は、性質上、受動喫煙が起きないよう対策を徹底することを強く求められる施設である。最近の受動喫煙防止対策の強化に関する議論等を踏まえると、公的病院については、敷地内全面禁煙の実施が社会の趨勢となっていると考えられる。
- 2 非喫煙者が立ち入るエリアとの間に十分な距離が確保されていない喫煙所やたばこの煙の拡散を防止する構造 を備えていない喫煙所は、受動喫煙防止の観点から改善が必要である。
- 3 全国の公的病院の敷地内全面禁煙の実施率は約8割であるが、九州管内の公的病院における敷地内全面禁煙の実施率は約6割と全国平均を大きく下回っており、喫煙所を設置している公的病院は敷地内全面禁煙の実施に向け検討を進める必要がある。

当局の公的病院に対するあっせん(平成29年3月23日)

- 1 非喫煙者が立ち入るエリアとの間に十分な距離が確保されていない喫煙所やたばこの煙の拡散を防止する構造 を備えていない喫煙所については、受動喫煙が生じないよう、喫煙所の位置、構造等の見直しを図るなど**受動喫煙 防止対策を徹底**すること。
- 2 敷地内全面禁煙の実施について、検討を進めること。



九州管内の公的病院におけるあっせんに対する対応状況(平成29年5月31日時点)

- 1 九州管内の公的病院において、敷地内全面禁煙を実施する病院が、52病院中、32病院(61.5%)から39病院 (75.0%)に増加(平成29年5月31日時点)
- 2 敷地内全面禁煙の実施を予定している3病院を含めると、将来的には42病院(80.8%)が敷地内全面禁煙を実施する見通し。これは、全国における公的病院の敷地内全面禁煙の実施率(82.5%)とほぼ同等の水準
- 3 九州管内の全ての国立大学附属病院(9病院)で敷地内全面禁煙を実施
- 4 喫煙所の設置を当面継続する10病院のうち、3病院は喫煙所の移設等を予定している。残りの7病院は、長期入院患者が多く、喫煙所の廃止は患者のストレスになるおそれがある等として、敷地内全面禁煙の実施は困難であり受動喫煙防止対策を引き続き検討するとしている。

表 九州管内の公的病院におけるあっせん後の受動喫煙防止対策の実施状況

- 0	九州管内の状況(H29.5.31時点)							全面禁煙
区分	1 - 1 - 1 - 1 - 1	敷地内	敷地内全 面禁煙移 行予定(B)	小計 (A+B)	指定場所で喫煙可		全面埜煙	実施率の全国平均
	病院数	全面禁煙 (A)			現在の喫煙 所を移設等	対応を引き 続き検討	全面禁煙 実施率	至国平均 (H29.2.1時点)
国立大学附属病院	9	9	0	9	0	0	100%	97.8%
		(1)	(0)	(1)	(0)	(0)		(45/46)
国立病院機構	26	17	1	18	1	7	65.4%	72.0%
当立物院被押		(2)	(1)	(3)	(1)	(7)		(103/143)
地域医療機能推進機構	12	10	1	11	1	0	88.3%	91.2%
		(1)	(1)	(2)	(1)	(0)		(52/57)
労働者健康安全機構	5	3	1	4	1	0	60.0%	91.2%
		(0)	(1)	(1)	(1)	(0)		(31/34)
合 計	52	39	3	42	3	7	75.0%	82.5%
		(4)	(3)	(7)	(3)	(7)		(231/280)
構成比	100%	75.0%	5.8%	80.8%	5.8%	13.5%	-	-

- (注)1 各欄の()内の数値は、あっせん対象となった17病院の実施状況であり、内数である。
 - 2 全面禁煙実施率の全国平均の欄の下段の数値の分母は病院数、分子は敷地内全面禁煙を実施している病院の数である。

参考 あっせんに対する対応状況

区分	喫煙所設 置病院数	あっせんに対する回答内容
国立大学附属病院	1	敷地内全面禁煙を実施(29年5月1日)
国立病院機構	11	敷地内全面禁煙を実施(29年4月1日、29年5月31日):2病院 敷地内全面禁煙を実施予定(時期未定):1病院 現在の喫煙所を移設予定(29年6月):1病院 受動喫煙防止対策を引き続き検討:7病院
地域医療機能推進機構	3	敷地内全面禁煙を実施(29年4月1日):1病院 敷地内全面禁煙を実施予定(31年9月):1病院 現在の喫煙所を改良予定(29年8月):1病院
労働者健康安全機構	2	敷地内全面禁煙を実施予定(時期未定):1病院 現在の喫煙所を移設等予定(2か所中1か所廃止、1か所移設予定(30年)):1病院

行政苦情救済推進会議

行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。



行政苦情救済推進会議のメンバー

石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)(座長)

久留 百合子 (消費生活アドバイザー)

浅野 秀樹 (弁護士)

井上 裕之 (西日本新聞社論説委員長)

三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)

髙木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

戸江 千枝 (税理士)